

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



衣類や使用済み小型家電は資源ごみです！～リサイクルを進めよう!!～

この季節、新しい生活を始めた方や、新生活の準備をする方も多いのでは？
不要になった衣類や使用済み小型家電は「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」ではなく『資源ごみ』として出すことができます。下記をご確認の上、出してください。

衣類・布類

◎対象になるもの

素材に関わらず衣類、衣料品全般・古布など

※洗濯済みであれば、多少のシミ、黄ばみ、破れ、色柄物は問いません。

×対象外のもの

スキーウェア・手袋・和服類・反物・毛布丹前・枕・布団・ベッドパッド・座布団・じゅうたん・マット類・端切れ・カーテン・便座カバー・ぬいぐるみ・クッション・下着・洗濯していないもの・濡れているもの・汚れのひどいもの・カビやペットなどの臭いのするもの

【出し方】

①資源ごみの袋に入れて、収集に出す。

②回収ボックスに入れる。

※回収ボックスに入れる場合は、ごみ袋は不要です。

【回収ボックス設置場所】

役場・川湯支所・屈斜路研修センター・美留和处理場

使用済み小型家電

◎対象になるもの

電池、電気、バッテリーで動くもの

※車のバッテリーなど、液式のもの除きます。

※電池やバッテリーなど、付属品は外してください。

×対象外のもの

テレビ、洗濯・乾燥機、冷蔵・冷凍庫、エアコン

※電気店へお問い合わせください。

パソコンのモニター単体

※各メーカーかPC3R協会へお問い合わせください。

【出し方】(ごみ袋は不要です)

①回収ボックスに入れる。

※投入口(30cm×30cm)に入るものに限りです。

※大きなものは美留和处理場へ持ち込んでください。

②美留和处理場へ持ち込む。

【回収ボックス設置場所】

役場・川湯支所・郵便局(弟子屈・川湯・屈斜路)

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

高齢者向け給付金を支給

所得の少ない高齢者の方を対象に「高齢者向け給付金」が支給されます。

国が掲げる「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の方へ支援することにより、アベノミクスの成果を平等に受けていただくこと。また、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図ることが目的です。

▶支給対象者／昨年実施された「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」の支給対象者のうち、2016年度中に満65歳以上となる方。(1952(昭和27)年4月1日以前に生まれた方)

▶支給額／支給対象者1人につき30,000円

※支給を受けるには、2016年1月1日時点で住民登録をしていた市町村への申請が必要です。

※支給対象者の方には、4月上旬に申請書を郵送します。支給を希望する場合は、4月15日(金)～7月15日(金)に申請してください。

※申請書や受付期間などは、市町村によって異なります。本町以外が申請先となる場合は、該当市町村にご確認ください。

問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

燃やせないごみに分別していた「スプレー缶・カセットボンベ」の新たな分別回収が始まりました!!

スプレー缶やカセットボンベなどによる火災事故を未然に防ぐため
4月から新たな分別回収を実施します

① 分別の種類

種類／スプレー缶類

スプレー缶やカセットボンベだけを分別します。

主な対象物

ヘアスプレー・染毛剤・泡状整髪料・化粧水・消臭剤・殺虫剤・潤滑剤・塗料・クリーナー類



② 出し方

▶必ず中身とガスを出し切る。

▶キャップやノズルなど、外せるものは外す。(プラスチックごみなどへ)

▶中身が分かる袋に入れる。(レジ袋など)

▶袋にマジックなどで「スプレー」と書く。

※缶に穴を開けなくても構いませんが、必ず中身とガスを出し切ってください。



③ 収集日

第3の各曜日

資源ごみ(白色発泡スチロール・白色トレー・ダンボール)と収集日が同じ日になります。

※詳しい曜日や日にちなどは『ごみ収集年間スケジュール』(広報てしかが3月号に折り込み)をご確認ください。

ごみ収集年間スケジュールが、お手元にない方は、役場または川湯支所へお越しください。



※美留和处理場へ直接搬入することもできます。

⚠ 次の場合は
収集を行いません!!

▶中身やガスが残っている。

▶キャップやノズルなど外せるものがついている。

▶他のごみが袋に入っている。

▶燃やせないごみ(黄色)の袋に入っている。

▶中身が分からない袋に入っている。

※どうしてもスプレー缶類の中身を使い切ることができないときなどは、商品に記載されているお客さま相談室や販売元にお問い合わせください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)